

# 女性活躍推進法に基づく行動計画

宮城県漁業協同組合は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、「一般事業主行動計画」を策定しました。

## 行 動 計 画

当組合では、この法律に基づき、女性職員が安心して長く働き、その能力を十分に発揮できるよう、育児休職等を取得しやすい環境づくりに一層努めます。

### 1. 計画期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

### 2. 当組合の現状（令和5年3月31日現在）

(1)	職員数	316名	(男性206名、女性110名)	女性割合34.8%
(2)	R4年度職員採用数	25名	(男性15名、女性10名)	女性割合40%、
(3)	平均勤務年数	14.3年	(男性14.4年、女性14.0年)	

### 3. 目標と取り組み内容

#### （女性活躍推進法）

- 目 標
- 令和10年3月までに、女性の育児休業取得率を90%以上とする。
  - 令和10年3月までに、女性の再雇用・中途採用率を10%向上。
  - 令和10年3月までに、女性の有給休暇取得率を10%向上。

- 取り組み
- 産前産後・育児休業等各種制度に関し、社内の電子掲示板で職員に周知をする。
  - コンプライアンス研修等を通じ、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等の対策を実施するとともに、育児休業を取得しやすい環境作りを行う。
  - 定年退職者に対し雇用契約延長について周知し、再雇用しやすい環境作りを行う。
  - 有給休暇制度に関し、社内の電子掲示板で職員に周知をする。
  - 役職員が率先して有給休暇を取得することで、各職員が休暇を取得しやすい環境作りを行う。